

太田市移住支援金支給要綱

太田市移住支援金支給要綱（令和元年 7 月 1 日太田市制定）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この要綱は、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から本市への移住者に移住支援金を支給することにより、移住に係る一時的な経済負担の軽減を図り、もって東京圏から本市への移住の促進を図るとともに、地域の活性化に資する人材を確保することを目的とする。

（支給要件及び移住支援金の額）

第 2 条 市長は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす者に対し、予算の範囲内において、2 人以上の世帯の場合にあつては 1 0 0 万円、単身の場合にあつては 6 0 万円の移住支援金を支給する。なお、1 8 歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、1 8 歳未満の者 1 人につき最大 1 0 0 万円を加算する（3 人分を上限とする。）。

（1）移住等に関する要件

次に掲げるア、イ、ウ及びエに該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項を全て満たすこと。

（ア） 次の i 又は ii に該当すること。

- i 住民票を本市に移す直前の 1 0 年間のうち、通算 5 年以上、東京 2 3 区に在住していたこと。
- ii 住民票を本市に移す直前の 1 0 年間のうち、通算 5 年以上、東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 1 9 号）、山村振興法（昭和 4 0 年法律第 6 4 号）、離島振興法（昭和 2 8 年法律第 7 2 号）、半島振興法（昭和 6 0 年法律第 6 3 号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 4 4 年法律第 7 9 号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）、及び平成 2 2 年から令和 2 年の人口減少率が 1 0 % 以上の市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京 2 3 区への通勤（雇用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

（イ） 次の i 又は ii に該当すること。

- i 住民票を本市に移す直前に、連続して 1 年以上、東京 2 3 区に在住していたこと。
- ii 住民票を本市に移す直前に、連続して 1 年以上、東京圏のうちの条件不利

地域以外の地域に在住し、東京２３区への通勤をしていたこと（ただし、東京２３区への通勤の期間については、住民票を本市に移す３か月前までを当該１年の起算点とすることができる。）。

- (ウ) ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京２３区内の大学等（大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校等の高等教育機関）へ通学し、東京２３区内の企業等へ就職した者については、通学期間の修業年限を上限（ただし、高等専門学校は２年を上限）として、(ア) ii 及び(イ) ii の対象期間とすることができる。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 移住支援金の申請時において、転入日の翌日から起算して１年以内であること。
- (イ) 本市に、移住支援金の申請日から５年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ 世帯に関する要件（２人以上の世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 申請者を含む２人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
- (イ) 申請者を含む２人以上の世帯員が移住支援金の申請時において、同一世帯に属していること。
- (ウ) 申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、移住支援金の申請時において転入日の翌日から起算して１年以内であること。
- (エ) 申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力及び反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

エ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 暴力団等の反社会的勢力及び反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (イ) 日本人であること、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- (ウ) 申請者は（世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む世帯員のいずれも）、過去１０年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に１８歳未満

の世帯員だった者が、５年以上経過し、１８歳以上となり、群馬県及び本市が認める場合を除く。

(エ) その他本市が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 地域の担い手としての役割に関する要件

次に掲げるア、イ、ウ、エ又はオのいずれかに該当すること。

ア 就職に関する要件（一般の場合）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 就業先が、群馬県又は他の都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人を行った法人であること。

(ウ) 就業者にとって３親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。ただし、群馬県及び本市の判断により対象とする場合を除く。

(エ) (イ) の求人を行った法人に無期雇用契約に基づいて週２０時間以上就業していること。

(オ) (イ) の求人への応募日が、マッチングサイトに(イ)の求人が移住支援金の対象として掲載された日以後であること。

(カ) 当該法人に、移住支援金の申請日から５年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 就職に関する要件（専門人材の場合）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材支援事業又は先導的人材マッチング支援事業を利用して移住及び就業すること。

(イ) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(ウ) 週２０時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

(エ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から５年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(オ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

- (カ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

ウ テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 所属先企業からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- (イ) 移住先でテレワークにより勤務する（原則として、恒常的に通勤しない）こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。
- (ウ) 内閣府地方創生推進室が実施していたデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

エ 関係人口に関する要件

- (ア) に掲げるいずれかに該当する者であり、かつ（イ）に掲げるいずれかに該当する者であること。

（ア）支給対象者の要件

- i 転入前、本市に連続して1年以上の居住歴がある者（世帯員でも可）
- ii 転入前、本市に連続して1年以上の通勤歴・通学歴がある者（世帯員でも可）
- iii 本市内に住宅（新築・建売・中古住宅購入）を取得し、居住する者

（イ）地域の担い手確保の要件

- i 農林水産業に就業する者。
- ii 家業等へ就業する者。
- iii 群馬県内または本市に隣接する自治体内にある企業等に正規従業員（役員等を含む）として就業する者。

オ 起業に関する要件

新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金（移住・起業・就業型））、及びデジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ（移住・企業・就業型））を活用して群馬県が実施する起業支援事業（以下「起業支援事業」という。）に係る起業支援金の交付決定を1年以内に受けていること。

（申請）

第3条 移住支援金の支給を申請しようとする者は、転入日の翌日から起算して1年以内（第2条第2号ア又はイの要件を満たす者については、申請時に就業していること）に次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 写真付き身分証明書（提示により本人を確認できる書類）
- (2) 移住支援金支給申請書（様式１）
- (3) 移住支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し（確実に振込可能となる情報（金融機関名、支店名、口座種類、口座番号、店番号及び名義人名）が確認できるものに限る。）
- (4) 就業証明書（一般）（様式２）、就業証明書（専門人材）（様式３）、就業証明書（関係人口）（様式４）又は就業証明書（家業等）（様式５）（第２条第２号ア、イ又はエの要件を満たす場合に限る。）
- (5) 就業証明書（テレワーク）（様式６）（第２条第２号ウの要件を満たす場合に限る。）
- (6) 移住元の住民票の除票の写し（２人以上の世帯向けの金額を申請する場合にあっては、申請者を含む２人以上の世帯員の移住元での在住地を確認できる書類）
- (7) 東京２３区で勤務していた企業等の就業証明書（様式７）（前条第１号で、東京２３区への通勤の要件を満たすことにより移住支援金を申請しようとする被用者又は雇用者に限る。）
- (8) 開業届出済証明書等（移住元での在勤地を確認できる書類）（前条第１号で、東京２３区への通勤の要件を満たすことにより移住支援金を申請しようとする法人経営者又は個人事業主に限る。）
- (9) 個人事業等の納税証明書（移住元での在勤期間を確認できる書類）（前条第１号で、東京２３区への通勤の要件を満たすことにより移住支援金を申請しようとする法人経営者又は個人事業主に限る。）
- (10) 通学していた東京２３区内の大学等の卒業証明書（移住元での通学期間を確認できる書類）（前条第１号ア（ウ）の要件に該当する場合に限る。）
- (11) 移住支援金の関係人口要件に係る認定申請書（様式８）（前条第２号エの要件を満たす場合に限る。）
- (12) 正規従業員であることの証明書（様式９）（前条第２号エの要件を満たす場合に限る。）
- (13) 起業支援事業の交付決定通知書（前条第２号オの要件に該当する場合に限る。）
- (14) その他要件を満たすことが確認できる書類
（支給決定及び支給方法）

第４条 市長は、前条の規定による申請が第２条第１号の要件を満たし、かつ、同条第２号の要件に該当すると認めるときは、支給決定通知書（様式１０）を交付し、速やかに、移住支援金の全額を一括で支給するものとする。

(支給決定の取消し及び移住支援金の返還)

第5条 市長は、移住支援金の支給を受けた者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、移住支援金の支給の決定の全部又は一部を取り消し、当該各号に掲げる額の返還を請求することとする。ただし、当該各号に掲げる場合に該当することにつき、就業先の企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があると知事と協議の上市長が認めた場合は、この限りでない。

(1) 次のアからエまでのいずれかの場合 移住支援金の全額

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 移住支援金の申請日から3年未満に本市から転出した場合

ウ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合
(第2条第2号ア又はイの要件を満たすことにより移住支援金を受給した場合に限る。)

エ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に本市から転出した場合 移住支援金の半額

2 前項の規定による移住支援金の支給の決定の全部又は一部を取り消した旨の通知及び移住支援金の返還の請求は、支給決定取消通知書兼返還請求書(様式11)によるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。